

はしがき

1 問題の所在

「プラットフォーム」は、間違いなく、2010年代後半以降の情報法の発展を方向づけた中心的なキーワードの一つである。象徴的な出来事が、今から10年前の2016年のアメリカ大統領選挙であった。選挙期間中にソーシャルメディアを通じたフェイクニュースの拡散や外国政府による影響工作が行われ、Facebookの利用者のデータが英国のコンサルティング会社ケンブリッジ・アナリティカの手に渡り有権者の投票行動を変えるよう働きかけるためのデータ分析に用いられたことが後に明らかになり、アメリカのみならず世界に衝撃を与えた。その後、日本も含む多くの国において、プラットフォームを通じて流通する玉石混交の情報は、選挙など民主主義のプロセスを揺るがすようになっている。プラットフォームは、私たちが友人と交流したり、コンテンツを発信・共有・享受したり、商品を売買したり、仕事を探したりするうえでも不可欠な存在となっている。2020年代初頭の新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの際は、日本の厚生労働省をはじめ多くの国の公衆衛生当局が、AppleやGoogleの開発・提供するシステムのAPIを利用して接触確認アプリを開発し、国民に提供したことは記憶に新しい。さらに、2026年の今日、プラットフォーム事業者は、自らの運営するプラットフォームを通じて集積した利用者らのデータを活用してAIの開発を進めることにより、システムの最適化を進めつつある。第二期トランプ政権の下で米国政府がプラットフォーム事業者やAI開発事業者らと時に対立しながらも密接な関係を維持しようとしていることが象徴しているように、国家は自国の安全保障のためにすらプラットフォーム事業者らが開発したAIに頼らざるを得なくなっている。

こうしたプラットフォームの影響力の増大に対抗して、近年では、メディアや学界においてプラットフォームに対する規制の必要性が広く説かれるようになっており、実際に欧州を中心に各国でプラットフォーム関係の規制の導入・

強化が進んでいる。ソーシャルメディアで流通する個人への誹謗中傷や選挙時の偽・誤情報への対策、プラットフォームを通じて集積される広範なデータに基づく個人のプロファイリングへの規制など、プラットフォームへの規制が必要な面があることは否定しがたい。

2 本書の課題

一方、「プラットフォーム」という言葉には、AIやビッグデータと同様に、ともすると、その意味を曖昧にしながら、何らかの規制や政策を正当化したリ、推しのビジネスへの投資を煽るバズワードになりかねない危うさもある。例えば、「プラットフォーム」という言葉を聞くと、Google、Apple、Facebook、Amazon、Microsoft などグローバルに情報・データの流通を担う巨大なプラットフォームを思い浮かぶ人が多いだろう。国家を上回るグローバルなプラットフォーム事業者の権力に対抗するために、プラットフォームに対する規制が必要だという声はよく聞かれる。しかし、定義にもよるが、GAFA だけがプラットフォームだというわけではない。Uber、Airbnb、メルカリ、リクナビ、食べログなど、専門的なプラットフォームや主に国内向けのビジネスを行っているプラットフォームも少なくない。シェアリングエコノミーを支えるプラットフォームの中には、中小のプラットフォームやスタートアップの事業者により運営されるプラットフォームも多い。いわゆる GAFAM など包括的なサービスを提供する巨大プラットフォームだけを念頭に置いてプラットフォームに対する規制のあり方を考えることは、プラットフォーム全体に対する規制のあり方を歪めるおそれもある。

プラットフォームの種類も多種多様である。検索サイト、ソーシャルメディアから、アプリストア、オンラインモールまでさまざまなプラットフォームがそれぞれの役割を果たしている。情報やコンテンツの流通、仕事のマッチング、商品の取引など、さまざまなプラットフォームが多種多様な役割を果たしていることを踏まえると、プラットフォームに対する規制も one-size-fits-all のアプローチをとるわけにはいかない。さらにいえば、デジタルプラットフォームだけが、プラットフォームというわけでもない。民放やショッピングモール

のような古典的なビジネスですら、プラットフォームといえる面を見いだせる。そうだとすると、今日のデジタルプラットフォームが引き起こしているとされる問題が、どこまで本当に新しい問題といえるのか冷静に見極める必要があるだろう。

主体としてのプラットフォーム事業者とそれが設計・管理し提供するプラットフォームという場を区別することも重要となる。例えば、Meta というプラットフォーム事業者は、Facebook や Instagram など複数のプラットフォームを設計・管理し提供している。一般にプラットフォームについて何らかの問題が指摘されるとき、プラットフォーム事業者という主体の作為・不作為を問題にしているのか、それともプラットフォームという場におけるプラットフォーム事業者や利用者、他の事業者との間の複雑な相互作用の結果生じている事象が問題にされているのか、明確にする必要がある。

そして、プラットフォーム事業者が新たな統治者であると言われたり、プラットフォームの権力が語られるとき、そこである統治者や権力は、従来の国家の権力と、どこまで共通していて、どこが異なるのか明らかにすることも求められるだろう。また、プラットフォームをめぐる法的問題は「統治」（ガバナンス）や「権力」、「検閲」、「適正手続」といった公法的なタームのアナロジーで語られがちであるが、プラットフォーム事業者は民間企業であり、プラットフォーム事業者と利用者との関係も約款や利用規約など契約により規律されていることから、私法的な観点からの分析も欠かすことはできない。

プラットフォーム事業者が違法有害情報対策や紛争解決など、従来国家が担ってきた役割を引き受け、時に国家を超える権力を持つようになっていくようにみえる事態は、近代の主権国家や法システムに対する根本的な挑戦のようにみえる。しかし、近代法を相対化し、歴史を遡れば、教会やギルドなど国家以外のさまざまな主体が権力を持つ多元的な法秩序を見出すこともできる。こうした多元的な法秩序や経済秩序を維持・形成するにあたりプラットフォーム事業者や国家はどのような役割を果たすことが求められるのだろうか。デジタル社会における法のあり方は、思想的・歴史的な視点も交え広く考察することも求められるだろう。

そこで、本巻では、1で示したような問題意識を踏まえつつ、プラットフォームが果たしているさまざまな役割や機能に着目してプラットフォームに関する法的問題を検討することにより、プラットフォームのガバナンスのあり方を多角的に探求するとともに、国家やプラットフォームなど多元的な権力から構成されるデジタル社会の法のあり方を思想的・歴史的な背景に遡りつつ説明することにした。

3 本書の構成

本巻は、以下の3部9章から構成されている。

第I部「プラットフォームの設計、規範そして秩序」では、プラットフォーム事業者によるプラットフォームの設計のあり方について、その背後にある規範のあり方とともに探求することを通じて、プラットフォームに関する秩序を展望する。

第1章「プラットフォームの権力構造とそのガバナンス」(成原慧)は、プラットフォームに関係するさまざまな主体の権限と関係を明らかにすることにより、プラットフォームという場の権力構造を描き出したうえで、複数のプラットフォーム事業者や国家などプラットフォームを取り巻く主体とそれらの間の相互作用から構成されるプラットフォームのメタガバナンスの枠組みを探求している。

第2章「プラットフォームにおける競争とプラットフォームをめぐる競争」(市川芳治)は、競争法の観点から「プラットフォームにおける競争」および「プラットフォームをめぐる競争」のメカニズムと機能を分析することを通じて、デジタル社会の経済秩序を描き出したうえで、それに対し国家がいかに動的に対応すべきなのか、公企業、デジタル立憲主義、新たな社会契約をめぐる議論を手がかりに模索している。

第3章「プラットフォームにおけるコンテンツの『所有』と『取引』」(酒井麻千子)は、コンテンツが有体物のヴェールを脱ぎデジタル化された情報として享受されるようになっていく中で、プラットフォームの構造設計を通じたデジタルコンテンツの「所有」と「取引」の保護の可能性と限界を明らかにした

うえで、デジタルコンテンツの享受に関する利用者の自由の確保のあり方を法分野横断的に考察している。

第Ⅱ部「プラットフォーム事業者と関係する主体の役割と責任」では、情報やデータの流通や利用に伴うリスクを管理するに当たっての、プラットフォーム事業者と利用者やギグワーカーなど関係する主体の役割と責任の分担のあり方を探求する。

第4章「プラットフォーム事業者の忠実義務とデータ・ガバナンス」(齊藤邦史)は、プラットフォーム事業者をデータの取扱い等について利用者に対して忠実義務を負う受託者・受託者(fiduciary)と捉える米国の学説等を検討することにより、プラットフォームのデータ・ガバナンスのあり方を考察することを通じて、従来の個人コントロール・モデルに代わる構成的ガバナンス・モデルを提示しようとしている。

第5章「リスク管理主体としてのプラットフォーム事業者」(永石尚也)は、偽・誤情報のリスクを分析するとともに、偽・誤情報のリスクを管理する主体としてのプラットフォーム事業者の役割とその限界を明らかにしたうえで、情報環境全体のエコシステムを視野に入れつつ、リスク管理主体としてのプラットフォーム事業者に対する国家の関与のあり方を模索している。

第6章「サービス提供をめぐる個人情報に係る法益・リスクとプラットフォーム事業者の法的責任の構成」(新屋敷恵美子)は、英国法の代位責任や「移譲できない義務」に関する判例法理を手がかりに、ギグワーカー等によって他人の個人情報に係る権利利益が侵害された場合においてプラットフォーム事業者の使用者責任など不法行為責任を追及する可能性を探り、その根拠の妥当範囲を吟味している。

第Ⅲ部「プラットフォームを通じた法の変容」では、プラットフォームを通じた規範形成、秩序形成、紛争解決のあり方を原理的・歴史的に検討することで、プラットフォームを通じた法の変容の可能性を探求する。

第7章「デジタルプラットフォーム規整の思想的背景」(赤坂幸一)は、EUのデジタル市場法の背景にオールド自由主義と呼ばれる戦後ドイツの思想潮流があることを明らかにするとともに、プラットフォーム事業者による私的立法と

プラットフォーム間の競争を通じた分散型調整秩序の可能性を主題化したうえで、その基盤を創出し、「適正さの保障」を確保するための立法の役割を示している。

第8章「プラットフォームを通じた紛争解決」(上田竹志)は、デジタルプラットフォーム上で生じる紛争の特徴を明らかにしたうえで、デジタルプラットフォームを通じた民事紛争解決の可能性を探求するとともに、その課題を明らかにし、デジタルプラットフォームを通じた紛争解決が当事者の自己決定の実現に資するものとなるための条件を模索している。

第9章「『旧い中世』の多元的法秩序」(川島翔)は、プラットフォーム事業者をはじめとする私的な主体が時に国家を上回る権力を持つようになっている今日の社会が「新しい中世」と呼ばれることがあることを踏まえ、法史学の観点から中世の多元的な法秩序の実像を示すことにより、今日のデジタル社会を中世に喩えることがどこまで妥当なのか冷静に吟味するための手がかりを与えている。

本書がプラットフォームをめぐる情報法および関連分野の議論と実務の発展に多少なりとも貢献できることができれば望外の喜びである。

最後に、本巻の構想にインスピレーションを与えるとともに、その具体化を後押ししてくださった本講座監修者の山本龍彦先生、そして、企画から原稿回収、校正に至るまで忍耐強く本書の刊行に向けてご尽力いただいた法律文化社の梶原有美子氏に改めて心より御礼申し上げたい。

2026年3月

編者 成原 慧